最先端医療イノベーションセンター棟2階全学年自習室に設置する学生用GPU計算機およびこれに付随する器機・設備およびシステム(以下、これらをまとめて「本計算機」という)について、利用者は以下の事項を遵守するものとする。

- 一、 利用者は、本学医学部医学科学生に限る。利用には本学医学部Python会が組織する学生用計算機管理委員会(以下、管理委員会)の許可と、それに伴い管理委員会が発行する本計算機アカウントを要する。利用を希望する者は、氏名・学籍番号・全学IT認証基盤個人ID・卒業予定年および本規則を遵守する旨の誓約を添えて、管理委員会に願い出る。事後に卒業予定年の変更が生じ、または退学する場合は、管理委員会に届け出る。
- 二、 利用者は、本計算機の利用において、法令と社会規範および、医療関係者・学術研究者ならびに情報技術者として求められる倫理規範を遵守する。
- 三、 利用者は、自身に発行された本計算機アカウントのパスワード、およびログイン可能なssh秘密鍵が自身以外の者に知られ、利用され、または突破されることがないよう、適切な設定および管理を行う。他人へのアカウント貸与は絶対に行わない。
- 四、 利用者は、本計算機上の必要なデータについて自らの責任でバックアップを行う。システムトラブル等によるデータ喪失があった場合も自己責任で対応する。
- 五、 利用者は、本計算機に保存するデータ内容に全責任を負う。特に非公開の個人データ、組織等の機密情報、公序良俗に反するデータ、外部計算機にログイン可能なssh秘密鍵その他、流出等による被害等が懸念される秘密データは保存しない。
- 六、 利用者は、本計算機が共用のものであることをふまえ、そのリソースを有効に活用し、浪費の抑制に努める。例えば無意味な大容量データの保存や、メモリを確保したプロセスを長時間アイドル状態にすること等は回避する。そのため、使用しないデータは削除し、メモリ浪費の危険が大きいソフトウェア(jupyter notebookなど)の本計算機上での使用は可能な限り自粛する。
- 七、 利用者は、本計算機に問題(ハードウェア、ソフトウェア、自身または他人のアカウント、 ネットワーク、周辺機器等に関するものを含む)が発生したときまたはそれを発見したときは、すみ やかに管理委員会に連絡する。
- 八、 利用者は、管理委員会から所定の方法でなされる連絡を常に確認し、問い合わせに対しては遅滞なく回答する。
- 九、 利用者は、本計算機の利用が小さくない寄与をした研究成果等の発表にあたっては、発表媒体等に合わせた適切な方法で、その事実を謝辞等として表示するよう努める。

以上のいずれかに違反し、または怠った場合に生じた結果については、自身のアカウントを用いて他人に操作されたものや管理委員会に瑕疵があった場合等も含め、利用者が全責任を負う。この際、管理委員会は当該利用者の利用許可取消を含めた必要な措置をとることがある。本規則を変更する必要が生じた場合は、管理委員会より所定の連絡方法で全利用者に通知する。

(以上)